

議会運営委員会

令和4年7月15日（金）

午前10時00分開会

○南委員長 おはようございます。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の議題につきましては、前回6月29日に行われた議運で議長より諮問を受けた一般質問のあり方等についての第2回目の協議となるわけでございますが、まず、冒頭に議長から発言を求められておりますので、許可いたしたいと思っております。

○小川議長 議運の今の問題にはちょっと関係ないんですけど、皆さん御存じのとおり、コロナウイルス感染症がすごい勢いで今拡大をしております。みえない議員さんもみえるんですけども、いま一度議会として申し合わせた事項をもう一度確認し合おうじゃないかということで、感染の拡大防止徹底をやっていきたいというのと、また、事務局におきましても、体温のチェックをいま一度、議会が始まる前にはよろしくお願ひしたいと思っております。

皆さん、みえない方もいるんですが、徹底していきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○南委員長 分かりました。

オミクロンのBA.5は感染力が強いようでございますので、今議長からお話がございましたように、申合せをいま一度、遵守していくよう努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、前回の議運の議題につきまして、その後、濱中委員さんに京都府の亀山市からの通告書の質問等の在り方について等の資料提供の要望がありました。今回は熊野市さん、鳥羽市さんの様式を資料の中へ入れていただいております。

また、先般、8日に、議長、正副委員長で先進地であります鳥羽市のほうも視察勉強をさせていただきましたので、皆さんの協議の中で報告する事項も出てくるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、資料に基づいて、事務局長より簡単に説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。発言通告の資料について。

○高芝議会事務局長 ただいま委員長から御説明がありました、ただいま通知させていただきました、こちら、通告書の記載のサンプルでございます。

委員長おっしゃられたように、こちらのほう、参考資料1から5ページに、ごめんなさい、5種類用意させていただいたんですが、熊野市さん、鳥羽市さん、亀岡市さんの記載例を用意させていただきました。

中を御覧になっていただければ、それぞれ書き方には差があるんですけども、例えば記載、参考資料の1、2などは、要旨というよりも質問原稿をそのままのよう形で記載されておるように見受けられます。

ごめんなさい、参考資料の4を今通知させていただきます。こちらにつきましては、質問の原稿というよりも、本当に簡略に一般質問の問題意識、論点等を記載の上、各質問項目を簡潔にまとめて、議員さん御自分で聞きたいことの要点を簡易的に分かりやすく書くようなものとなっております。

ごめんなさい、参考資料の5が6月29日の議会運営委員会の中で、濱中委員さんから御提案のありました亀岡市さんの一般質問発言通告書の記載例でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○南委員長　今、局長のほうから簡単に説明があったんですけども、正副委員長でも話をさせていただいて、議長も交えてなんですけれども、参考資料の4ぐらいがやはり一番ノーマルな形じゃないかなというような感じがしておりますので、最低限これぐらいは通告でしていただければ、あとは執行部との打合せのときに、もっと具体的に踏み込んでいくのが執行部と個々議員の問題ですので、やはり議会運営委員会としたら最低限、この資料4ぐらいの形のものが質問通告でできたら望ましいんじゃないかなというような考え方をっております。

いかがでしょうか。具体的な例を出して話をするほうがより共通認識が持てるということでございますので、御意見のある方、御発言をお願いします。

○濱中委員　前回の会議の中でも、私、村田委員さんが言われたように、やはりどういう伝え方をするか、こういうふうに文章に書くものなのかということと、その打合せの中できちっと詰めるのかということはそれぞれのやり方があるのかなとは思っておったんですけども、要は執行部が答弁の準備ができるような表し方をするとということが、文章にあっても打合せにあっても必要なのかなという気がするんです。というのは、前回も同じことを申し上げたかもしれませんが、これは、質問する自分だけが分かればよいというものではなくて、いただく答弁を市民の皆様にご理解していただくことも大きな役割かと思っておりますので、どういうことを聞いて、どういうことを答えるということが、今でしたらワンセグなりユーチューブなど、あと傍聴などで聞いていただいております市民の方にきちんと明らかに

なる準備が必要なのかなというふうに思いますので、やはりそこは執行部が答弁を準備ができるものということがまずは基本として要るのかなというふうに思います。なので、この書き表し方については、要旨の書き表し方については、この中で会議の中で詰めていただければええのかなという気はします。

○南委員長 他にどうですか。

たまたま申し遅れましたけれども、今日、総務課長と政策調整課長が一般質問に関連する課ということで出席をしていただいておりますので、特に今の濱中委員さんの考え方というよりか要旨の一般質問の在り方なんですけれども、執行部としては、この例題を見てどうですか。最低限この辺りまで書いていただければ、ある程度の打合せもあるわけなんですけれども、準備が可能かなというようなことが特に気づいたことがあったら、三鬼課長、いかがですか。

○三鬼政策調整課長 政策調整課、三鬼です。よろしくお願いいたします。

今回議論をいただいている内容につきましては、一般質問という議員活動の中で重要な位置づけにあることですし、一般質問の要旨としては、議員のお考えや思い、提案を伝える場として理解させていただいております。

通常、発言通告書において、そういう考えや提案、思いなどをお伝えいただき、それに基づいて、聞き取りをさせていただくことで、1時間という一般質問の時間が実りある議論ができる時間とさせていただきたいと思っております。それに対して私たちも努力をさせていただきたいと思っておりますので、今回、先ほど例示がございましたような、例えば発言通告書に要点、要旨というところでお示しいただいて、それに基づいて聞き取りをさせていただくと、私たちも担当課も含めて的確な答弁を行う準備ができて、よりよい一般質問の時間になるように努力をしたいと思います。

以上でございます。

○南委員長 そうなってくると、課長、今の参考資料の4ということ、離島住民及び観光客の医療及び救急体制についてということである、この程度をしていただければ、ほぼオーケーで、あと打合せのときに各議員との話で実りある答弁ができると判断しておりますか。

○村田委員 それはそうなんですけれども、今三鬼課長がおっしゃったとおりなんですけれども、しかし、これ、やっぱり一般質問で一番大事なことは、執行部と様々なことで打合せ、やりますね。そのときに、いかに一般質問をやる方がどこまでお話をするか、それからどこまで自分の考えでこうしていただきたいんだという

ようなことを言うかということが私は問題になってくると思うんですね。この一字一句、一般質問表の中で、中身まできちっと書くということはなかなかうまくはいかないだろうということですので、この辺が非常に難しいんですけれども、あんまり書き過ぎると、これ、慣れ合いの一般質問みたいな形になってしまいますし、やっぱりそれは一般質問する人はそれぞれの御意見を持っていらっしゃるし、文章では表せないようなところもありますから、その辺がもう少し検討していただくべきではないかなと私は思います。

それから、このように書いて結構なんですけれども、肝腎の打合せがスムーズにいかなかったら何もならないということでもありますので、やっぱりこれをやることによって、一つ執行部からの答弁が大体もうほとんど決まってくるというようなこともどうなんかなと。一般質問というのは明らかにこの質問、自分が聞きたいことや論点についてただして行って執行部から答弁をいただくというのが、これ、一般質問の基本的な在り方でしょうけれども、やっぱりそれと同時に、自分の主義主張、これもやっぱり主張していくということも性格的には備えておりますので、一概に全部の文でここまで書いてくださいというような、もうこういう例をつくってやるというのは、私はどうなんかなと、私はちょっと考えが変わっているかもしれませんが、いかなもんであろうかなと思います。それはやっぱり一般質問をするのは、一般質問をされる方の資質の問題であって、やっぱりどこまで意識を持ってやれるかということでもありますので、ここまで書く必要があるのかなということについて私はちょっと疑問を抱きます。やっぱり一般質問でやると、いろいろな本にも書かれておりますけれども、一般質問ということについては、議員になった以上、皆さんが、皆さん、これ、熟読をして理解をされておると思うんですね。議会の中でいろんなやり取りの采配といいますか、その辺のところは、議長の権限に委ねるところでありますので、一概にこれをきちっとしたからといって、私は一般質問が果たしてうまくいくのかなという疑問もちょっとあります。ですから、これもそうなんですけれども、それと同時に、やっぱり基本的な一般質問をする者の議員としての心構えというものも併せてやっぱりこの委員会の中できちっと方向性を定めていただかないことには、この様式だけを変えても私は何もならないと思うんですね。その辺のところを委員長さん、取り計らっていただければと思います。

○南委員長　分かりました。

今の村田委員さんからの考え方ということで、やはり議員、それぞれの議員がおられるということで、それぞれの思いを持って一般質問もされるのも現実でござい

ます。

ただ、今回の議長から諮問されたことは皆さん何回も御存じなんですけれども、会議規則にやはり基づいて、この要旨を示すということが大きなテーマになっておりますので、全国市議会議長会の公式見解によりますと、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容が必要だということでございますので、だからある程度のグレーゾーンもあると思うんですけれども、おおよその答弁ができる質問要旨を記載してもらおうと、あとは打合せの段階で各議員がそれぞれ執行部と打合せをして密度を深めていただくということでございますので、果たしてこの細かく書くんじゃないしに、ある程度おおよその答弁ができる列挙の仕方ですか、質問内容について、それが個人によってはある程度は違うと思うんですけれども、例えば、この参考の資料の4あたりやったら、この1、2、3、4、5ってこういったことを聞きます、聞きます、聞きます、聞きます、と明記をしていただいた上で打合せできると、ある程度はかみ合った質問と答弁になるんじゃないかなというような感じがしておりますので、今日はやはり議会運営委員会でございますので、全会一致の方向で一般質問の在り方についても方向性を示していきたいと思っておりますので、どんどん意見を言っていただければと思います。

○濱中委員　　実は私、亀岡の資料をお願いしたというものの中に、もう一つ、この要旨通告の、これ結構、大きいところかなと思う文書がありました。というのは、これ、議事録を拝見したんです、亀岡市の。そうしましたら、要旨が出されることによって、これは執行部対議会だけではなくて、議員間でもその人がどういう質問をするかということがある程度明らかになることで、自分とかぶる質問を省くことができるという、というのは、亀岡市の議事録の中にこういうものを用意しておりましたが、前の議員さんがもうやり取りをしてくれたので、自分はこういうふうに変えたいと思っておりますという発言がございました。やはり限られた時間ですし、一つでも多くのことを聞きたかったら、準備段階でほかの人が聞くようなことはもう自分は省いて別のものを聞くというその時間を貴重な時間ですので、効率よく使うという意味では、ほかの人と質問がかぶらない、同じことを聞いて同じことを答えていただくということは時間のもったいない使い方なのかなというふうな、そういう認識を持つような文言がありましたので、亀岡市のほうの議事録のほうで感じました。やはり自分でも以前に、全く、例えば財政についてという一文しかなかった場合に、ほかの人がどういう内容なのか分からないとつくってしまっ、つくってしまった後に全く一緒やった、その日になってから全く一緒やったってそこですごく

変更するにも稚拙な準備になってしまうということが何度か経験をしましたので、ほかの人がどういう質問をするのかというのが要旨の段階で分かることによって、自分の質問を充実させることができるのかなと、そういうような気がしましたので、ある程度、それも判じられる。それが分かったときには、お互い議員同士がやり取りをするということも可能になるのではないかなと思うので、やはり内容は細かくというよりは、要旨、これについて聞かれるのならきっとこれは出るであろうというような、そういった自分で推測ができる範囲の通告はあってもいいのかなというふうには感じます。

○南委員長 たまたま、先般、金曜日に視察させていただいた鳥羽市が通年議会を開催するというので、鳥羽市の場合は、一般質問の約1か月ほど前に質問通告の要旨をメールで送って、それでそこからもう議会事務局が質問内容の把握へ入るんですね、1か月前から。その中で、当然議長も踏まえて、重複等かぶる一般質問があるということで、議長も事務局長も入って、一般質問の調整をして、本番の一般質問へ臨む形を取っておりました。

そうやったですね、副委員長、特に補足してないですか。

○三鬼副委員長 濱中委員も言われましたし、委員長からも言われました。そもそも通告制ということ、釈迦に説法みたいな話やけど、これは執行部にするんじやなしに議長にするということがあるもので、鳥羽も、たまたま隣の紀北町さんにもお伺いしましたけど、紀北町さんも一般質問についても定例会が始まる前にそのようにすると。それで、執行部と打合せの中から、詳細の質問をつくるんじやなしに、前もってこういうこと、これはどこの議会でも今問題になったのは質問と答弁の擦れ違いというのがあるかと思うので、今回もそういったことを含めて議長のほうから諮問が来たんだと思いますので、その擦れ違いをできるだけ、どんな質問をするのかじやなしに、擦れ違いをできるだけなくすということで、前回の会議では通告要旨もちょっと誤解を招くというか、それだけでいいんじゃないかというような雰囲気なので、もうちょっと大きく幅をしようかと言ったほうが、そういうことも含まれてだと思えますし、今回、鳥羽市さんへ行ったら、議長、事務局が事前に出してもらったやつできちっと執行部に言う前に、そういった質問の形式になっているかどうかをチェックするということは言っていました。通年制で一般質問をする期間というのは議会運営委員会で発表があるんですけど、その前に議長宛てに出てくるということで精査をしていくというのと、かち合うような質問については、議員に連絡してということも含めて、執行部と聞き取り云々の前にそういったことを

やっておるといような、これ、一つの参考意見で聞きましたので、我々も含めて、現状では、今、議長が諮問してきたような形の問題があるかと思しますので、その辺をちょっと本市議会流に、みんなが最大公約数になるような形というか、を考えていくというのが一つかなって先進事例を聞いて思いました。

ただ、質問のやり取りについては、先ほど言いましたように、質問と答弁の食い違いというのは、これはどこでもあるみたいです。

○西川委員 さっきからちょっと聞いておったんですけど、僕は一般質問は、議員になってずっとやっています。これは今まで議員活動をやって、市民に私は今こういうことをやっていますよアピールの場だと思っているから、一回も欠かさずに質問をしています。

それで、執行部にこのように全て書けと言われても、それでは、言葉は悪いですけど、答えを知りたい、聞きたい、それだったら、僕がこう言うからこう言いなさいよの学芸会になってしまいますよね。言葉は悪いですけど。ただの出来レース。でも、やっておるんだったら、議員として活動をやっておるんだったら、執行部に対しいろいろ突っ込んだところを質問しますよね。そこはもうこういうことを言いますよとは僕は書いています。だけど、その後、市長なり執行部なりの返答があったときに、そのときも話が違うと言われるんですか。

(発言する者あり)

○西川委員 それはいいんですよね。じゃ、今までと何ら変わらないんじゃないですか。鳥羽じゃ紀北町じゃって言うっておらんと、尾鷲の様式だけを、こういうことを言いますよって書きゃええだけの話でしょう。それだったら、その後のことは絶対また違いますよね。返ってきた答えが、執行部なり市長なりの。

○南委員長 それは個人のやり取りです。

○西川委員 個人のあれでしょう、それをあれ、采配するのが議長の判断でしょう。それで今までので別に何か不備があるんですか。

○南委員長 いや、よろしいですか、議長。

加藤市長のほうから議長のほうへ一般質問の在り方について、もっと詳しく通告をしていただきたいという申入れがあり、議長のほうから一般質問の在り方について、皆さん御存じのように、いま一度各議員が共通認識を持って通告をしようじゃないかということで今議論しておりますので、ただ、全体の共通認識を改めて持つということで、ばらばらの要旨じゃなしに、最低限のラインだけ答弁ができるような形の要旨だけを書いていただいたら僕はそれでいいんじゃないかなと思うので、

あとは打合せでどこまでするかというのは各個人と執行部の問題ですので、そこまでこの議運としては踏み込む権利がございませんので、ただ、形式の要旨についての今どういった形が望ましいかということの、あれを今まとめてやっていますので、それだけ理解をしていただきたいと思います。

○村田委員　　今西川さん言われたけど、私も西川さんと同様では、全く同様ではないけれども、そういう意見があるんですね。先ほども一般質問の中身が重複しないようにという言葉がありましたけれども、そんなものはやっぱり同じ議題であっても切り口を変えることによって幾らでも変化できるんですね。そうですね。

○南委員長　　そうです。

○村田委員　　ですから、そこまで調整をする必要があるのかな、どうかなと。

一般質問で、やっぱりしゃくし定規に型にはめて、ここまでここまでやってくださいよというようなことはやっぱり私は避けるべきだと。

今回のこの今、先ほど話もありましたけれども、加藤市長から議長に申入れがあったということですね、これは何であったかという、はっきり言うと、質問通告書の中で聞き取りもなかなかできない、通告書にもきちっと中身が分かるような書き方がされていないということで、これでは執行部は答えにもならないし、困りますよということで、主にそのところで私は議長に申し入れてきたのかなと私は思っているんですね。ですから、今の一般質問のやり方とか通告のやり方で前提的に変えてくださいという問題では私はないように感じておったんです。

ところが、今、先般から蓋を開けてくると、この通告云々について、これ、こういう形がどうなんだ、ああいう形がどうなんだという議論をされておりますので、ちょっと方向性が違っておるのかなと。もちろん一般質問というのは、やっぱり本人の自由ですよ。しかし、それは、自由であっても、常識を変えたり、そしてこの規約の範疇を超えた一般質問のやり方というのは、これは絶対に避けなければいけません。ですから、それはさっき西川さんが言われたように、そういった場合には、議長が権限をきちっと持っているわけですから、議長がきちっとそのところは指導をしていくということで私はいいと思うんですね。これ、議長に権限があるんですから、議長がきちっと仕切っていくという、これでいいと思うんですよ。

ただ、質問に入る前に、要旨も全く執行部がつかめないじゃないかということについては、これは最低限、この辺のところまでは通告をしましょうねということをも、私はここで決めていただきたいと思います。それから後に一般質問の在り方、漠然としたあれですけども、一般質問の際にはこういう、いわゆる自分

が通告しておる範疇以外のことを、幅を広げてやったら駄目ですよとかいう、そういった詳細については後で決めればいいことであって、まず、通告書をどうしていくかということを議論するのであれば、加藤市長が議長に言われたことに基づいて、私はまず決めていただきたいと思います。

- 小川議長　　今村田委員さんが言われたことはよく理解できるんですが、議長の裁量で止めたりもするんですけれども、できる限り議員さんの一般質問というのは止めたくありません。一般質問はもうきちんとしゃべらせてあげたいという思いがしっかりあります。でも、外れたようなときは止めなければならない部分も出てきて、それ、そういう、また、発言停止する場合も出てくるか分かりません。そういう会議に持っていきたくないの、その要旨というところだけはきちんとしていただきたいと思いますというのがあります。それでちょっと執行部にお伺いしたいんですけど、局長、お伺いします。

法制担当とか議長会の見解というのを調べていると思うんですけど、その点はどうなんですか。要旨について、要旨とはどういうことかとか。

- 高芝議会事務局長　　議長の御質問なんですが、先ほど委員長のほうからおっしゃっていただいておりますけれども、本市会議規則第62条、こちらに規定される、議長に対して通告締切りまでに文書で通告していただく要旨につきましては、もちろん議長裁量の部分もございます。

村田委員さんおっしゃられておりましたように、従前の本市議会のように、議会事務局及び執行部の事後の聞き取りに各議員さんが真摯に対応していただいておりますというような状況を前提にして、通告書につきましては簡易な書き方で運用するなど、私、今回、議会運営委員会の協議を受けて各市議会のほうの調査をしております、運用については、もう各市議会で様々なような状況が正直あると思います。

ただ、全国市議会議長会の法制担当、こちらの担当者の方の公式な見解といたしましては、こちらの会議規則に規定される要旨、こちらの解釈につきましては、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容が必要であるという形が公式な見解でございます。

説明は以上でございます。

- 三鬼副委員長　　前期議長をさせていただいたということがあって、一般質問の目指すところとか、ゴールは、その質問によって一般事務であるとか政策提案によって町がよくなるということを基本だと思うんですね。ですので、そういった

ことを中心に通告するわけですが、質問要旨の中で、執行部から、市長からの議長への一般質問の在り方としては、質問の争点であるとかその目的を明確にやっばりしてほしいということだと思えます。

それで、今最初に議長であるとか濱中委員が言ったように、ほかの議会の通告の仕方について、どうやこうやというんじゃないに、それぐらいが分かるような通告の仕方にしましょうということで、今回議論が話したのだと思えます。執行部との対応については、議員個々のスタイルがあらうかと思うので、そこまでは何も制約する必要はないと思えますけど、先ほど委員長から、例えば4番ぐらいのことまでしたらかみ合わせが割かし、漠然と離島って書くよりかは離島の救急体制の現状とかするよな、離島に対するそういう問題なんかということで、先ほど言いましたように、争点とか最終的にそれを改善するであるとか目的というのか、そういった議論のやり取りの通告が手前になるんじゃないかということ踏まえて、先進地のことも含めて様式のことが出たんだと思いますもんで、少なからずでも通告書に質問を出すときに、その質問の、私はこういったことでこういった一般質問をしたいと、それについての目的としては自分はこういうのを持っておるからというぐらいは文章なんか言葉なんかにしてでも、それぐらいするとしたら、あとは執行部が判断すればいいのであって、我々執行部の別に答弁を助ける必要も何もないとは思いますが、一定ここまで議論しましたもんで、様式とか内容もできるだけという、議員個々の差はあらうかと思えますけど、したらどうかなというのをこれは個人とか誰々とか別にして、自分もそのようにしなくちゃいけないという前提で、今、発言させていただいた、そのほうが議長も一般質問のやり取りの中で判断しやすいと思えます。

- 濱中委員　やはり答弁を準備してもらおうというのは、自分が聞いたことの回答をきちんと明らかにしてもらおうという意味で、それは執行部のためではなくて、自分の質問に対する明確な答えをいただくという目的だと私は解釈しておりまして、恐らく過去にも、私自身も割と簡略な書き方をするんですけども、そこから先の打合せで自分の欲しい答えの中にある数字のものはこれ、データのものはこれというのをやり取りをさせていただきますので、今回恐らくこれをどういうふうな方向性にするかということに関しては、文書の書き方だけではなくて、打合せのやり方をどうするのかというあたりも、ある程度ルールを決めることで一般質問が整理しやすくなるのかなというふうに今聞きながら思っておりましたのと、あと、打合せができないとか要旨が分からないときのために、反問権を基本条例のほうで私たち

は持っておりますので、反問権をどういった場合にどこまで使っていただくということを執行部に対してこの際明確に認識していただけるように、委員長なり議長なりのほうからこういうふうにやりますという中で伝えていただくことも一つ要るのかなという気はするんですけども、それは反問権に関しては、執行部と議会のほうで共通認識になっておるのかなというのは気になっております。

○村田委員　何回も申し上げますけれども、これ、こんなにごたごたごたごたする必要はないんですよ。これ、今まで何で市長が言ってきたかという、通告できちっと書いてないし、それから質問、聞き取りにも応じないということがはっきり言ってなかったから、こういう形では一般質問になりませんから困りますから、これを何とか改めてくださいよということが発端でしょう。ですから、そこにメスを当てて、議員の皆さん方にきちっと質問要旨はここまで書いてくださいね、書けない部分については、言える言えないもありますけれども、できる限りは執行部と打合せをしてくださいね、それは議論を深めるためですよということを議員の皆さんに御理解をしていただければ、それだけで結構だと思うんですね。

ですから、私はここで、いろいろどうかああかと言って皆さん、正副委員長、大変御努力をなされまして、こういうものを出していただいてありがたいんですけども、これに準じてやることも一つの手ですけども、我々はそういう認識を議員の皆さん方に持っていただくということをどうやって皆さんに知らしめていくかということが私は必要だと思う。その後で、一般質問でも、やっぱり明らかに逸脱をしたような一般質問の内容とかということについては、こういうことは避けてくださいよということを皆さんで申合せ事項でしておいて、それでも、なおかつ駄目であるならば、議会運営で最高の権限を持っている議長が止めればいいんですよ。これは議長として止めたくはあまりありませんけれども、そういう事態になったら止めざるを得ないんですから、これが議長の権限ですから、私はそういうことで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○南委員長　村田委員さんの意見は十分私も認識をしております。

細かいよその先例だけは見て参考にするのは結構で、要するに、前にも冒頭で言いましたけれども、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容の要旨を書きただけであればオーケーなんですね。あとは打合せの中で各議員と執行部がどこまでの打合せができるかということで、一般質問も個人差がありますので、より深く密度の濃い質問になるのかというような、あとは個人の、僕は最大の努力だと、一般質問は花形でございますので、何回も申しませんが、やはり行政というのは揺

り籠から墓場まで範囲が広いです。そういった中でやはり質問通告は議長に出して、議長の許可を得て質問通告に基づいてするのが原則でございますので、やはり最低限のおおよその答弁ができる要旨は明確に示すべきだと考えております。

他に意見ございませんか。

(「委員外議員の発言を求めます」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっとお待ちください。

誠にすみませんけれども、今回は議運に対して諮問されているということで、委員会議員さんの発言の場はまた全協のほうで議長が持っていたらこうと思いますが、いかがですか、議長、それは。

○小川議長 全協の場で説明させていただきたいと思います。

(「全協では方針の後の、ないでしょう」と呼ぶ者あり)

○南委員長 すみません。そういうことですので、発言は。

(「どうして。議長も委員外議員ですよ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 オブザーバーです。

(「オブザーバーであろうが委員ではないですよ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 発言を停止します、議事運営上。

委員外議員さんの意見は全協では担保されておりますので、しっかり。この場はあくまでも議会運営委員会に、議長が正式に諮問されたということでございますので、議会運営委員会として、皆さんの委員さんの合意を下に議長のほうへ答申する形を取っておりますので……。

(「答申後の意見はないですよ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 そういったことは御理解をしていただきたいと思います。

(「どうして欠席裁判をされるんですか」と呼ぶ者あり)

○南委員長 欠席裁判じゃありません。委員外委員さんの発言を停止します。議事運営上の形で、よろしく御理解をお願いいたします。

そういったことですので、今回、要するに、要旨が、執行部が最低限の答弁ができる形のものを出していただきたいと思いますということでございますので、大変、事務局長やとか議長に質問をつくる時に御足労を願うと思うんですね、そういった意味では、最終的に議長が判断することでございますので、全てのことは。

ただ、市長が本会議の運営上の中でも、例えば質問通告にないようなことがあったら注意しなければならないことが出てきますので、そういった意味でも最低限の要旨だけは明記をしていただきたいと思いますというのが委員長としての思いがあるわけな

んです。

今回、どういう形にしろと求めることは難しいと思うんですけども、そこら辺は皆様の合意の下で文章化して、できる限り皆さんの合意の下で次回の議会運営委員会あたりで答申をしたいと考えておりますけれども。

○三鬼副委員長　議長から諮問を受けて、一般質問のあり方等ということでどの議員が云々よりかも、最大公約数を目指しておるんだと思うんです。我々は議会基本条例においてでも、議会は議員間または市長等との活発な討議の場と機能となるように努めますということで、議員のこういったことは十分認められておることですので、かみ合うというのか、それはもう最終的にこういったことに追い込みたいと、それは構わんと思うんです、通告してあって。

ただ、漠然と、先ほど述べさせていただきましたように、この例ですと、離島のことについてじゃなしに、離島のことの中の医療について、それから教育について、何ってところまで指定したら最低限、質問にあった事項ということで議論がかみ合うのではないかということから、できたら通告の要旨もそこまで書いていただいた中で、執行部が聞き取りがあったときに、執行部とは決してすり合わせじゃないと思うんです。真剣勝負やもんで、聞き取りやと思うんですけど、それがあったときに、質問してくれる内容が分かっておったら答弁を準備して、質問するほうにつきましてはそれで満足できなかつたらそれを深めていったらいいということが一般質問だと思いますもんで、そういったことを含めて今欠席裁判とか云々という問題ではなしに、みんなが最大公約数になるような方向性、あとはその議員のスタイルがあろうかと思えますもんで、やり方については。そういったところまでは何も強要はしないということで今回の議会運営委員会でいいんじゃないかなと思うんですけど。

○濱中委員　一つ、これは私見ではあるんですけども、先ほど2回目以降の答弁云々、そこは深まっていきますよねという西川委員の意見がありましたよね。もちろん私もそれは二の矢、三の矢という意味で深めて行って自分が得た知識であるとか情報量、データというものはその後どんどん出していくべきやと思っておるんですけども、その、なぜ、打合せをして、それを相手に渡しておくかという話の中で、私は、執行部はそのときの気分で答えられたら困ると思っておるんですよ、私はね。こっち側がこれはこうやないかああやないかって言ったときに、市長の考えを聞くにしても、市長の気分で変わるようなことを執行部の答弁としてほしくないんですよ、私はね。というのは、執行部、市長が答えることは市の方針として

表に出るわけですから、今まで積み重ねてきたものの方向性、方針、そういったものをベースにしたものを出してほしいので、きちんと準備をして、市長が気分で答えなくてよいような、市長の思いといっても市長の気分で言うのが思いであってはならないと思っておるものですから、その辺りのすり合わせは、台本を作るという意味ではなくて、きちんと、役所のルールにのっとって、これまでの方針、方向性にのっとった答えを出していただくための準備というふうに私は理解しておりましたので、慣れ合いというふうには思っておりませんので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います。

重ねるんですけれども、すみません、反問権のことに関しては、執行部のほうと一度、お互いの認識がずれてないかどうかの確認だけはお願いしたいと思います。

○南委員長 濱中委員さんから出した基本条例でもうたわれております、反問権についての市長との打合せというか、何回かしたことはありますか、それだけ確認だけ。

○三鬼政策調整課長 私どもも一般質問については、市の責任として、いわゆる的確な答弁を行うことに終始しておりますので、それについて、反問権について特にお話ししたことはございません。

○南委員長 分かりました。

それと、今回、細かくこうせえあせえじゃなしに、やはりおおよその答弁ができる要旨が明記してほしいということでございますので、これ、一般質問の申合せ事項ですか、その中に1項加えるか加えないかという事柄になってくるんじゃないかなと思うんです。取りあえず、もう我々の原案としたら、通告書には質問の要点要旨を具体的に明記すること。と、また質問の要旨は執行部がおおよその答弁の準備ができる内容とするという2項を付け加えれば、今回の議論のことが集約できるんじゃないかなというような思いがします。

そういったことで、それと、質問通告の要旨についても、様式ですか、これ、会議規則で決められておるんやった。

○高芝議会事務局長 本市議会の上記の関係には明確には様式がうたわれておりません。もし見直しが必要な場合は全議員さんに御確認いただいて、考えていただくことになると思われま。

○南委員長 議長あの様式等について、今のこの小さい枠の中で何字でも書いておるわけなんですけれども、できたらある程度もう外していただいて、みんなが認識していただけるのであれば、記入のしやすいような形の様式に……。

(発言する者あり)

○南委員長　それを、局長、線を外すんでしょう、もう、もし変えるのであれば、様式だけ。こだわるものじゃないんですけど。

○高芝議会事務局長　それは議員さんでお話しただいて、事務局がどのような様式も用意させていただきますので、お願いします。

○濱中委員　本当にこの文書にどう表すかというのを先ほどから村田委員さんもその論点の一つとあった、その打合せのことのほうが時間をどれぐらい取れるのかということが、結構要るのかなと思うんですけども、今のスケジュールで、開会してからの抽せんして、一般質問までの時間を考えると、打合せに時間がなかったからといって打合せができない場合が出てくるのかなという気がするんで、要旨が簡略であったとしても、打合せがする時間を取れるような通告、それから一般質問の提出というスケジュールの見直しが必要のかなという気がするんですけど、それはどうなんですか。もう今までのこの時間の中で打合せするようにこっち側が努力をするということによろしいんですか。

○南委員長　それについては考えられると思うんですけども、我々の日程変更についてのことは、全く今回の議論の中では内容の中には触れておりませんので、やはりこれまでどおりこの形ですと来たということは、やはり議員も政治家でございませう。当然執行部もお仕事でございませうので、十分お互いが勉強の下で、ただ、にわか仕込みの一般質問なんか誰もしないですよ。ある程度1か月間準備、イメージしながらつくり上げていくということで、ここは厳しいだろうと思えますけれども、日程についてはこのままでいいんじゃないかなと考えております。

それと、最終的な議長答申ですか、今日の意見もいろいろ踏まえた上で文書化して議長に答申するのが本来の形だと思いますので、できたら次回はまとめますので、皆さんの合意をもって訂正するところがあった原案は原案としてお示しをする考え方でおりますので、3回目で決めていただいて、議長のほうへ答申して、それから議長のほうから全員協議会のほうで皆さんに意見を聞くなり再確認していただく運びになろうと思えますけど、それでよろしいでしょうか。

○三鬼副委員長　先ほど村田委員から、特に議長、委員長もそうなんですけど、基本条例の第19条で、議長、委員長の秩序の保持、会議に対する秩序の保持であるとか議事進行権を尊重しなければならない。これは条例ですので、申合せに書く必要はないんですけど、答申があるときには、この辺の整理権についても触れておく必要があるのではないかなと思うので、皆さんのちょっとあれだったら考えて。

○村田委員　それ、答申であるからというよりも、答申はあくまでも市長に言われて、議長がこのことについて協議をしていただきたいということですから、それだけでいいんじゃないでしょうかね。私はそこまで書く必要はないと思います、私は。

○南委員長　他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　今日の皆さんの意見を踏まえた上で、まとめてみたいと思いますので、またお示しできればよろしく願いいたします。

できたら8月上旬ぐらいに答申をしたいと思いますので、上旬、よろしいですかね、議長。

もうできたら早いほうがいいと思います。9月定例会に向けて。

次回は8月上旬を予定しておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。終わります。十分コロナに気をつけましょう。

（午前10時50分　閉会）